

# 京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町  
発行所 京 都 府  
政 策 法 務 課  
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入  
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社  
電 話 (075) 441-3155

## 目 次

告 示	ページ
○証紙代金収納計器の取扱者の指定	(税務課) 677
○救急病院である旨の告示	(医療課) 〃
○公共測量の実施	(用地課) 〃
○公共測量の終了	( 〃 ) 678

○重要開発調整池の設置の完了	(京都土木事務所) 678
公 告	
○建築士の免許の取消し	(建築指導課) 679

## 告 示

### 京都府告示第496号

京都府府税条例（昭和25年京都府条例第42号）第63条の10第1項（同条例第66条の2第5項において準用する場合を含む。）の規定により、証紙代金収納計器の取扱者を次のとおり指定した。

令和5年10月3日

京都府知事 西 脇 隆 俊

取 扱 者	取り扱う 収納計器 の番号	収納計器の設置場所	指 定 年月日
株式会社京都自動車会館	京104 京106	京都市伏見区竹田向 代町51の7	令 5. 10. 1
一般財団法人近畿 陸運協会京都支部	京105	〃 〃 51の5 〃	〃

### 京都府告示第497号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

令和5年10月3日

京都府知事 西 脇 隆 俊

名 称	所 在 地	認 定 年月日	認定期限
市立福知山市民 病院	福知山市厚中町231	令 5. 10. 1	令 8. 9. 30

### 京都府告示第498号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である国土交通省近畿地方整備局京都国道事務所長から通知があった。

令和5年10月3日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 測量の地域  
京都市南区東九条柳下町地先
- 測量の期間  
令和5年9月12日から令和6年2月29日まで
- 測量の種類  
公共測量（基準点測量、現地測量及び路線測量）

### 京都府告示第499号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である独立行政法人都市再生機構西日本支社長から通知があった。

令和5年10月3日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 測量の地域  
京都市西京区大原東竹の里2丁目の一部
- 2 測量の期間  
令和5年9月19日から令和6年1月12日まで
- 3 測量の種類  
公共測量（4級基準点測量）



京都府告示第500号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構北陸新幹線建設局長から通知があった。

令和5年10月3日  
京都府知事 西脇 隆俊

- 1 測量の地域  
京都市、向日市、八幡市及び京田辺市
- 2 測量の期間  
令和5年9月20日から令和6年3月20日まで
- 3 測量の種類  
公共測量（空中写真撮影、数値地形図データ作成及びオルソ作成）



京都府告示第501号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の地域の公共測量（令和5年京都府告示第361号）が令和5年8月31日終了した旨測量計画機関の長である舞鶴市長から通知があった。

令和5年10月3日  
京都府知事 西脇 隆俊

測量の地域  
舞鶴市字三浜



京都府告示第502号

災害からの安全な京都づくり条例（平成28年京都府条例第41号）第20条第1項の届出に係る次の重要開発調整池については、同条例第18条第2項の技術的基準に適合すると認める。

令和5年10月3日  
京都府知事 西脇 隆俊

1 重要開発調整池の所在地

京都市下京区川端町2番4、9番2、9番3、9番4、9番7、9番8、9番9、10番2、10番3、10番4、12番、12番5、13番1、13番3、13番13、14番から16番まで、17番1、17番2、18番2、18番3、18番4、19番1、19番5、19番6、19番7、19番9、20番1、20番2、20番4、20番5、21番1、21番2、21番3、21番4、21番5、22番1、22番2、22番3、22番5、29番1、29番2、29番5、30番、42番、52番から54番まで及び56番から59番まで、上之町15番3、15番4、15番9、16番1、16番6、16番7、16番8、16番9、16番10、17番2、18番2、18番17、19番、19番3、19番4、19番5、19番6、19番7、19番8、19番9、19番10、19番11、19番12、19番13、19番14、19番15、19番16、19番17、19番18、19番19、19番20、19番21、19番22、19番23、19番24、19番25、19番26、19番27、19番28、19番29、19番31、19番32、19番33、19番34、19番35、19番37、19番38、28番から29番まで及び41番から42番まで、下之町1番7、2番3、3番1、3番7、3番9、3番10、3番21、4番3、5番3、6番3、7番2の1、7番2の6、7番3、7番7、8番、9番2、9番9、9番10、10番1、10番2、15番、15番2、15番3、15番4、15番5、15番6、15番8、15番9、15番10、15番11、15番12、15番13、15番14、15番15、15番16、15番17、15番18、15番19、15番20、15番21、15番22、15番23、15番24、15番25、15番28、16番、16番1、16番2、16番3、17番1、17番2、17番3、17番4、17番5、17番6、17番7、17番8、17番9、17番10、17番11、17番12、17番13、18番1、18番2、18番3、19番2、19番3、19番4、20番1、20番2、20番3、20番4、20番6、20番7、20番8、20番9、20番10、20番11、20番12、20番13、20番14、20番15、21番1、21番2、21番3、21番4、21番5、21番6、21番7、21番8、22番2、23番、26番1、26番3、27番から33番まで、56番、56番1、56番2、57番1、58番4、58番12、58番13、58番14、58番15、58番16、58番17、58番22、58番23、58番24、58番25、58番26、60番、62番から64番まで、64番1及び66番から71番まで、西之町1番1、1番3、2番1、2番2、2番4、3番1、4番1及び5番から6番まで、東之町1番1、1番3、1番4、1番5、1番6、6番1、6番2、9番1、10番1、92番1、94番1、94番2、94番3、94番4及び94番5

- 2 重要開発調整池の所有者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
京都市  
京都市長 門川 大作  
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

## 公 告

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

令和5年10月3日

京都府知事 西 脇 隆 俊

取消年月日	氏 名	免許の別	登録番号	取消理由
令 5. 9. 21	桂林 剛士	二級建築士	第20721号	第1号該当